

平成18年6月28日
薬事・食品衛生審議会
薬事分科会

薬事・食品衛生審議会 薬事分科会
〔一般配布用資料〕

- 1 塩酸モザバプタン及びフィズリン錠30mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 2 医薬品パタノール点眼液0.1%の生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 3 医薬品ジェトロピン5.3mg、ジェトロピンミニクイック皮下注用0.4mg、同0.6mg、同0.8mg、同1.0mg、同1.2mg、同1.4mg、同1.6mg、同1.8mg、同2.0mg及びジェトロピン注射用12mgの輸入承認事項一部変更承認の可否及び再審査期間の指定について
- 4 医薬品ガバペンチンファイザーの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否並びにガバペン錠200mg、同300mg及び同400mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 5 医薬品ポリドカスクレロール0.5%注2mL、同1%注2mL及び同3%注2mLの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 6 医薬品アボネックス筋注用シリンジ30 μ gの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 7 医薬品フォサマック錠35mg及びボナロン錠35mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 8 医薬品パルミコート吸入液0.25mg及び同0.5mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 9 医薬品バラクルード錠0.5mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 10 医薬品ブスルフェクス点滴静注用60mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について

- 11 医薬品テモダールカプセル20mg及び同100mgの生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、製造販売承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 12 医薬品イトリゾール内用液1%の生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 13 医薬品ベガモックス点眼液0.5%の生物由来製品又は特定生物由来製品の指定の要否、輸入承認の可否、再審査期間の指定並びに毒薬及び劇薬の指定の要否について
- 14 組織・細胞を利用した医薬品の品質及び安全性の確認について